明治十五年(一八八二)九月十三日 職務勉勵に付為手當金拾圓給與。 在職した。その後は楽部の伶人として雅楽の研究・演奏に従事した。 なり、国歌制定に功績を残した。音楽取調掛には、明治二十年二月まで 軍楽長)、四元義豐(陸軍楽長)らがエッケルトを顧問として撰定委員と 省の依嘱により〈君が代〉の新譜作曲に努力し、芝葛鎭、中村祐庸(海 この間明治十三年六月、東儀季凞、東儀季芳、林廣守らとともに海軍

大正六年七月楽部を依願退職、翌七年二月十九日没。

唱歌作品(『東亞音樂論叢』一一三頁)

きあと〉大和田建樹作詞、同。〈國の姿〉物集高見作歌詞『唱歌萃錦』第 和田けい子作詞、同。山里(「いさり火」より)同第四集、二十二年。〈古 の夕〉作歌不詳、三十年。〈護國の音樂〉芝・永井建子共作、二十七年。 された。〈五常の歌〉同。〈鏡なす〉同。〈繼命〉本居宣長作詞、三十年。〈秋 唱歌集』初編、十四年出版、メーソン賞賛の唱歌でアメリカの雑誌に登載 調律旋雅樂唱歌、同三巻、二十六年出版。〈大和撫子〉取調掛編纂『小學 一、二十二年。五月二十八日(地久節の歌)『國民唱歌』二十四年七月。 〈鳥の歌〉大和田建樹作詞『明治唱歌』第一集、二十一年。〈若竹若松〉大 樂唱歌、伊澤修二編『小學唱歌集』二巻、二十五年出版所載。須磨明石平 〈皇御國〉『大東軍歌』。その他 祝日大祭日歌 元始祭、明治二十五年頃作曲。神武天皇祭歌壹越律旋雅

上眞行(うえ さねみち) 東京府士族

文久元年(一八六一)より慶應四年(一八六八)まで樂道練磨の暇を以て 嘉永四年(一八五一)七月二日山城國愛宕郡塔之段北横町に於て生。 平瀨元淳江馬天江橋本眞齊等に就き漢学詩文を講究す。

慶應四年(一八六八)一月四日内侍所勤番被仰付。同月二十八日太政官代

明治二年(一八六九)二月十七日太政官代勤番被免。同日太政官代勤番褒 美として金円下賜

.三年(一八七○)十二月二十七日伶員申し付けられる。

同四年(一八七一)十一月二十七日任少伶人。

同七年(一八七四)十二月十四日東上申し付けられる。一月十四日欧洲樂 傳習申し付けられる。

同八年(一八七五)四月八日任權中伶人。

同九年(一八七六)二月二日記録課出仕被命。三月十九日記録課出仕依願

同十年(一八七七)十月三十一日式部寮中大伶人以下被廃更に一等伶人以

下被置。十一月一日任三等伶人。

同十一年(一八七八)七月二日佛國博覧会出品樂器整理方一層勉励に付金 円下賜。八月二十九日一等伶人以下被廃更に三等伶人以下被置。同日任

三等伶人。

同十四年(一八八一)二月十日文部省御用掛兼勤申し付けられる オーケ 務申し付けられる手当として一ケ月金拾圓給與。 ストラ、内外の音律研究、和声の研究、唱歌の選曲。同日音樂取調掛勤

同十五年(一八八二)二月二十五日除服出仕。九月十三日職務勉勵に付為 手當金七円給與。

同十六年(一八八三)三月十九日自今一ヶ月金拾五円給與

同十七年(一八八四)九月二十日教員申し付けられる。唱歌ピアノの授業 部省御用掛兼勤申し付けられる、但手当として一ケ月金拾五円給與。同 を担当。十月二十九日樂道保護の為め毎年金八拾五円下賜。十一月十四 日音樂取調掛勤務申し付けられる。 日任雅樂師。同日十二等相當年俸金貳百四拾円支給。十二月二十六日文

同十九年(一八八六)一月二十一日文部省御用掛兼勤差免。同日音樂取調 月十八日第二囬中學校師範學校教員免許學力試験委員を命ぜられる。 掛教授方嘱託月手当拾五円交付。三月九日兼高等女學校教授方嘱託。 月三十一日第二囬中學校師範學校教員學力試験委員命に付府為其報酬花 第3節

同二十年(一八八七)三月二十二日神武天皇御例祭に付参向申し付けられ る。三月二十四日明治二十年尋常師範學校中學校高等女學校教員學力試

273

教員授業生學力検定試験委員を嘱託される。託される。五月十五日任樂師兼伶人下級俸給與。同年本年第四回小學校同二十一年(一八八八)本年第三囬小學教員授業生學力検定試験委員を嘱

等。同日年俸金貳百円下賜。同二十二年(一八八九)四月十日兼任東京音樂學校教諭。同日叙奏任官六同二十二年(一八八九)四月十日兼任東京音樂學校教諭。同日叙奏任官六

任東京音楽學校教授叙奏任官六等。同日年俸金貳百圓下賜。京高等女學校教授方嘱託中勉勵に付為手当金拾貳円給與。十月十五日兼拾円給與。四月五日元東京高等女學校教授方嘱託を解かれる。同日元東同二十三年(一八九〇)三月二十五日中等唱歌集校正嘱託に付為手當金五

賜。十二月二十六日叙従七位。 日歌詞及樂譜審査委員を命ぜられる。十二月十七日七級 俸 三 分の一下日歌詞及樂譜審査委員を命ぜられる。十二日十七日七級 俸 三 分の一下日歌詞及樂譜審査委員を命ぜられる。十二月十七日七級 俸 三 分の一下日歌詞及樂譜審査委員を命ぜられる。同二十四年(一八九一)三月二十六日神武天皇御例祭参向を命ぜられる。同二十四年(一八九一)三月二十六日神武天皇御例祭参向を命ぜられる。

同二十五年(一八九二)三月三十一日本省の嘱託に依り時々教科用図書の同二十五年(一八九二)三月三十一日本省の嘱託に依り時々教科用図書の同二十五年(一八九二)三月三十一日本省の嘱託に依り時々教科用図書の同二十五年(一八九二)三月三十一日本省の嘱託に依り時々教科用図書の員學力試験委員命をぜられる。

審査委員擔当中勉励ノ廉を以て大臣より謝状ヲ贈與せらる。同日祝日大祭日歌詞及樂譜審査委員を免ぜられる。七月七日祝日大祭日歌詞及樂譜賜。五月十六日大臣官房図書課兼勤を命ぜられる。五月二十四日祝日大同二十六年(一八九三)三月三十一日職務格別勉励に付為其賞金百拾圓下

九日職務格別勉勵に付為其賞金七拾五円下賜。 11887年 11887年

同二十七年(一八九四)二月二十六日依願免兼高等師範學校附属音樂學校同二十七年(一八九四)二月十四日自今報酬一ケ年金四百貳拾円給與。三同二十八年(一八九五)二月十四日自今報酬一ケ年金四百貳拾円給與。三月二十八年(一八九五)二月十四日自今報酬一ケ年金四百貳拾円給與。三月二十八日第八回尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員検定委員を嘱託される。三月三十一日教務嘱託為手当一八十八日第八回尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員検定試験委員月二十七年(一八九四)二月二十六日依願免兼高等師範學校附属音樂學校同二十七年(一八九四)二月二十六日依願免兼高等師範學校附属音樂學校同二十七年(一八九四)二月二十六日依願免兼高等師範學校附属音樂學校

女學校教員検定委員を嘱託される。同二十九年(一八九六)三月二十五日第九囬尋常師範學校尋常中學校高等

員を嘱託される。十二月二十日任雅樂師給准四等下級俸。學校教員検定委員を嘱託される。九月十六日尋常中學校教科細目調査委同三十年(一八九七)三月二十九日第十囬尋常師範學校尋常中學校高等女

同三十一年(一八九八)一月二十八日第十一国尋常師範學校尋常中學校高同三十一年(一八九八)一月二十八日第十八日與東京等方學校教員檢定委員を嘱託される。七月三十日自今報酬として一ケ年金五玉縣下大宮へ出張を嘱託される。三月四日兼任楽師准四等。六月二年、1年(一八九八)一月二十八日第十一国尋常師範學校尋常中學校高同三十一年(一八九八)一月二十八日第十一国尋常師範學校尋常中學校高

労として金二十円贈與。十月十三日第十三囬師範學校中學校高等女學校る。七月七日第十二囬師範學校中學校高等女學校教員検定委員擔当の慰れる。三月第十二囬師範學校中學校高等女學校教員検定委員を嘱託され同三十二年(一八九九)二月八日尋常中學校教科書唱歌選定委員を嘱託さ

の手当として金三拾円支給。 教員検定委員を嘱託される。十二月十四日樂音に関する教科書調査嘱託 十二月教科書調査嘱託の手当として金拾円

同三十三年(一九〇〇)二月三日自今報酬として一ケ年金六百圓贈與。 月二十一日依願第十三囬師範學校中學校高等女學校教員検定試験委員を

同三十九年(一九〇六)三月三十一日依願解嘱託 同三十四年(一九〇一)七月十日名古屋大阪京都及奈良の四市へ出張を嘱 託される。九月本月十六日限り当分の内報酬贈與せす。十二月十一日准 三等給下級俸。十二月二十三日教科書調査嘱託の手当として金百円贈與。

大正三年(一九一四)一月八日本校講師を嘱託される。

その後昭和四年十月まで講師としてつとめた。東京音楽学校はもとよ わが国の音楽教育に尽力した。

昭和十二年(一九三七)二月二十八日没。 初期の唱歌作品(『東亞音樂論叢』一一五頁)

中村秋香作詞、二十七年八月。 校用、二十七年。〈開校式〉中村秋香作詞、二十七年。〈義勇奉公〉(軍歌) 詞、二十五年。〈御結婚滿二十五年御祝儀の歌〉 黑川眞賴作詞、東京音楽学 民〉中村秋香作詞、二十五年。〈月の大小の歌〉故里見義(取調掛歌人)作 唱歌』第一、二十一年)。帝國議会開院之頌、二十三年十二月六日演奏。〈國 細亞の海〉同、 四集、二十二年。 瀬中佐〉三十七年。〈遊歩の庭〉大和田建樹作詞、『明治唱歌』第一集、二 三十三年。〈日露戰爭國民唱歌〉上・小山作之助共作、三十七年。〈軍神廣 るを送る歌、二十二年。〈國之光〉三十七年。〈鐵道唱歌〉上・多梅雅共作、 骨〉烏山啓作詞、二十七年八月。幸田令孃の官命をうけて海外留學せらる 祝日大祭歌 一月一日、二十五年頃。天長節(上・大和田建樹編『明治 同第二集、二十二年。 〈日本男子〉同、同。〈競漕の歌〉上作詞、同。〈あすは千里〉大和 同第六集、二十五年。〈わが教師〉同、 〈父の墓〉同、同第五集、二十三年。 〈學の力〉大和田建樹作詞、二十一年。〈筋 〈自然の友〉同、 同。 〈朝ぼらけ〉同、 〈山陵〉同、同。 同。〈三育〉 西山實

> 歌集』三十年。〈國の德〉小中村清矩作詞、『新編中學唱歌』二十五年。〈燕〉 歌』。同聲合唱曲、花下懐友(鳥居)、落花、 奉る歌〉黑川眞賴作詞、三十年。〈橋本左內〉河津直入作詞、『若越鄕土唱 複音譜。〈勸學の歌〉高崎正風作詞、『唱歌萃錦』第二、二十三年九月。〈暮 村淸矩作詞、二十七年。〈琴〉林甕臣作詞、三十一年『おむがく』に発表、 同、同。〈打てや懲せや清國を〉横井忠臣作詞、二十七年。〈招魂社〉小中 和作詞、『唱歌萃錦』第一、二十二年。〈大皇國〉湯本武比古作詞、『國教唱 公〉中村秋香作詞、二十七年九月『音樂雜誌』。〈皇太后陛下の崩御を悼み 『國民唱歌』小山作之助編、二十四年七月。〈稻村が崎〉鳥居忱作詞、 稅所敦子作詞、『日本唱歌集』三十九年九月。〈皇國の光〉中村秋香作 〈福島中佐歡迎歌〉佐藤誠實作詞、二十六年六月『音樂雜誌』。〈義勇奏 春風(佐々木)、以上『女子日新唱歌』三十九年、大和田建樹編。 旅の道、秋の暮(以上大和

十二月 上眞行の音楽談義(インタビュー記事、『音樂雑誌』第二十七号、明治二十五年

音樂上に關する上眞行君の談話

る、 むるの思ひあらしむ、 其整然たる体度と、温乎たる風采とは、一見人をして師父に接せし 樂書を以て充たされ、亦樂器を備ふ、問はすして音樂家たるを知 D, 音樂校創設以來の教授職に在りて、理論技術共に秀ひてぬる名士 一片の名刺少女の手に渡るや、暫時にして一室に伴はれぬ、 話頭 正面にありて應接する人は、是なん主人公上眞行氏なり、 一轉直に 先つ一通の挨拶終りて、談學友會演奏會に移

我國音樂唱歌問題

に入る、 今日の音樂唱歌の有様を見るに、 本邦在來の音樂より、 其

淡なる境遇時代に當り、

たりしなり、

る法律を規定して、

未曾有の法律を發布したり、日く 外國傳來の音樂を爲すものは、課稅を免ずべ

際 なり、 成したる者なり、 L 等留學生の歸朝するや、 音樂専門の遣唐留學生を派し、 情嗜好に伴はざるため、 Ł, りと雖も、 專ら本邦人の人情嗜好に合せん事を務め、 此妙なる法令と共に、 彼の有名なる正倉院に於て、 そも此れが討究を下すに至りたるは、 こは是れ支那從來の國狀其儘を移したるものな 是れ余輩が討究を下したるの事實、 思はしくあらざりしなり、 大に其組織を變じて、 新音樂は其歩を進め、 彼國音樂の奥を究めしむ、 奈良朝の樂器を拜觀したる時にあ 實に一昨年奈良漫遊 遂に今日の雅樂を大 從來の新音樂を一 稍 有司之を憂へ、 歴史上の証説 般に普及した 而して彼 變 感

那 光 會々本邦人の耳に嫌忌せらるゝ一因ならんか、 のなきにしもあらず、 り、 y, 日く、 唱歌を嫌忌するも 普及の度も感情も宵壌の差あり、 きやに對しては、 共如何なる方針方法によりて、 好に合するの致す所ならん、 れ たるものなれば、 も千差萬別なれば、 來せるなれば、其駁雜なること、 隋 にして、 き將來の方針は、 等は蘇蘭格の旋律にして、 方針を述べんとす、 あらざれ共、 多くは泰西の曲譜を採りて之に附するに、 殊に方今の唱歌に至ては、 唐の古樂、 遍く普及するの結果を見るは、 日本と大同なるものなれば、 玉の宮居、 音樂の眞の教育ある部分を除く外、 別段蝶々を要せすと雖も、 泰西音樂の東洋音樂に優れるは、 明、 鬼に角古來より我國音樂の變遷を考へ、少しく將來 五日の風敷曲の如きは、 詞 曠大遼遠の問題なるを以て、 0 清樂、 完全統一の域に達し得ざるも偶然にあらざるな ム如し、 如何なるべきやの問に對し、 是れ亦泰西音樂の完備整然たるに拘はらず、 典 各種、 されば舶來の音樂此儘に應用せんとす 致の點に於ては、 音律も音階も歐州古代的の者、 左れは之に對する音樂家の覺悟及採る 本邦人に適せしむる融化法を考ふべ 本邦人作曲術の未だ進歩せざるによ 萬屋の如く、 歌詞の適合して、 加之多數の本邦人は、 の俗樂等あるが上に、 甚だ困難なることゝ信す、 本邦音樂の如きは、 喝采を得つゝあり、 一般本邦人の心裡に適 掃溜の如く、 識者が許す處の事實 唱歌集中にも螢 本邦の歌詞を以てし 余輩等の窺へ知る所 往々妥當を欠けるも 主人公口を開きて 本邦人の感情嗜 三韓、 泰西の音樂 泰西樂の傳 、其嗜好 素と是 所謂支 然れ 吳 0

本邦音樂の變遷

0

遠く

を尋

ぬるに、

しのみ、

り、則ち其樂器の種類は左の如し、

| | 器 | 樂御 | 院倉 | , | |
|----|--------------|-------|-------------------|-----------------|------|
| | 面 | 鼓 | 管 | 絃 | 樂器種類 |
| | 類 | 類 | 類 | 面 | 類 |
| = | | | 笙 小 | 琵琶數類 | 同名同形 |
| 五. | | | 大篳篥な大撃を | 琵 琶五紅一 | 同名異形 |
| 八 | 伎樂面百數 | 方磐 九枚 | 居 尺 八 數管 | 箜 篌 二 新羅琴 其他 | 異名異形 |

他は皆煩はしきか爲に、放棄したるに似たり。器の一部則ち最小なる者を採り、之に改良を加へたるものゝ如く、目名同形なる者は二、同名にして異形なる者は五、而して全くなき紀のは八種あり、此等を以て考ふれば、今日の樂器は奈良朝時代樂局のは八種あり、此等を以て考ふれば、今日の樂器は奈良朝時代樂局と、所謂今日雅樂に用ゐる者と、

今日の音樂唱歌は、 れ 0 途を蹈 至らざるは、 是に依り歸納して斷定を下さば、 の音樂夫れ此くの如きの事實を以て、 んで、 止むを得ざるの事なり、 始めて普及すべきを豫言せざるを得ず、 恰も聖德太子時代の如く、 今日の泰西音樂も此 最も未た年後き事な 今日に至りたるも 邦人が悉く好愛する 何となれば 足と同

樂器の種類

攻究し、 るゝ瑣々たる樂器は大半掃蕩せのれんのみ、 採用せらるゝは難かるべし、 く 後來盛んに行はるへき者は、 上品の筝は人の嗜好に適し、 達 せる者は、 本邦には樂器の種 ピアノの如きは生計の度に適せさるを以て、二器と同しく弘く 之を討議する機關なかるへからす、 三絃なるへし、 類、 甚た多しと雖も、 無論大革命の日には、 第一 採用せらるべし、泰西の音樂器にて、 然れとも其彈法に至ては、 にヴヮイオリン第二に風琴なる 俗樂器にて完全に近く發 幸に されば今日に於て之を 今日本邦に行 寧しろ風

音樂雜誌

し四竈氏の先見と忍耐の生みし處ならん、余輩は同氏の世を看破すあり、近比メツキリ發達したり、余輩影なから萬歲を稱ふ、是れ蓋

渉する地位、近日朗々の音にて歡迎せられん、今述へし所は上眞行 らさるなしと聞く、 るの敏なるに驚く、 るのみ、 に置きたりしに、 一己の愚見のみ、敢て問に答へて音樂の爲めに心底の一班を吐露す 牛込矢來町廿三番地を立出たり。 請ふ笑察あれと、 獨り四竈氏の出版書に至ては、 是れ氏の慧眼ならすして何ぞ、氏の音樂界に跋 所謂當時書肆か音樂書の出版を以て、難物の一 時に粹士明治廿五年十二月某日月光に導 少くも四五版に至

奧好義(おく よしいさ) 式部職楽師兼伶人、東京府士族、旧楽人

明治二年(一八六九)七月二十七日百官受領被廢に付各位階を禰。但し上 安政五年(一八五八)九月二十日。京都塔之叚毘沙門町に於て生。 下の禰自四位初位に至迄被廢。

同三年(一八七〇)十一月十九日自今舊官人元諸大夫侍幷元中大夫等位階 総而被廢。十一月二十八日依願東上。十一月伶員申し付けられる。

同四年(一八七一)九月十二日雅樂長助権助被廢更に式部寮江 合 併 被 仰

同七年(一八七四)六月二十八日上等伶員申し付けられる。十二月十四日 歐洲樂傳習申し付けられる。

同十年(一八七七)十月二十八日除服出仕。十月三十一日式部寮中大伶人 同八年(一八七五)三月十三日任少伶人。四月八日任権中伶人 以下被廢更に一等伶人以下被置。十一月一日任四等伶人。

同十一年(一八七八)八月二十九日任四等伶人。

同十四年(一八八一)二月十日文部省御用掛兼勤申し付けられる。オーケ られる為手當金拾円給與。 ストラ、 内外音律、 和声の研究。 唱歌の選曲。音樂取調掛勤務申し付け

同十五年(一八八二)九月十三日職務勉勵に付為手當金拾円給與

同十七年(一八八四)九月二十日教員可相勤。十一月十四日任雅樂師。 同十六年(一八八三)三月十九日自今壹個月金拾五円給與 月二十九日祖先以来連綿楽道に従事に付一家保護のため毎年八拾五円下

278

同十八年(一八八五)六月一日東京女子師範學校御用掛兼勤申し付けられ る。八月十七日職務勉勵に付為手當金拾円給與。 校誥申し付けられる。十月二十七日文部省御用掛差免。東京師範學校御 用掛兼勤申し付けられる。兼音樂取調所誥申し付けられる。 九月七日兼東京師範學

同十九年(一八八六)一月二十一日東京師範學校兼勤差免。音樂教授方嘱 担当。六月二日兼任高等師範學校助教諭。叙判任官六等。年俸金百二十 託される。兼音樂取調掛教授方嘱託される。唱歌、オルガン、ピアノを

同二十年(一八八七)二月三日音樂取調掛教授方嘱託を解かれる。東京高 等女學校兼務を免ぜられる。月俸金拾五円給與。

同二十三年(一八九〇)三月三十一日免兼高等師範學校助教諭。兼任女子 補樂師兼伶人。月俸拾五円支給。 高等師範學校助教諭。叙判任官四等。月俸金拾五円給與。七月二十三日

同二十五年(一八九二)二月十九日免兼官。兼任女子高等師範 學 校 助 教 勉勵に付為慰労金百四拾五円給與 授。七月十二日兼官職務勉勵に付為慰労金九拾円給與。十二月兼官職

同二十六年(一八九三)四月十四日尋常師範學校尋常中學校高等女學校音 る。壹個月手當金拾八円給與。 六円給與。免兼女子高等師範學校助教授。當校生徒の授業を 嘱 託 さ れ 樂科教員たる事を免許される。五月三十一日職務勉勵に付為其賞金三拾

同二十七年(一八九四)二月七日本校附属音樂學校の教務を嘱託される。 三月三十一日教務嘱託為手当金五拾五円給與

同三十四年(一九〇一)六月二十七日叙勲八等授瑞宝章

同三十五年(一九〇二)三月三十一日授業嘱託を解かれる。 御用掛所労引籠中常官、周官御用掛兼務を命ぜられる。 四月八日遠山